

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）要求水準書の検討状況（令和8年5月29日現在）

令和7年12月26日に入札を中止した奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）（令和7年7月1日公告）について、再公告を検討している。

令和7年7月1日に公表した上記事業の要求水準書について、令和8年5月29日時点で検討している主な変更内容は次のとおりである。

なお、変更にあたり、字句や文章表現の変更等の軽微な変更については、本表の記載を割愛する。

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）																								
1	埋蔵文化財調査事前準備工事	4	4. 事業の構成及び概要 （2）本事業 エ. 施工業務 （ウ）関係法令等の制約における工事	a. <u>埋蔵文化財発掘調査に伴う、既存アスファルト及び地盤改良部分等の撤去復旧工事（発掘調査は除く）</u> b. <u>既存市場外周水路改修工事（北側水路は除く）</u>	（削除） a. <u>既存市場外周水路改修工事（北側水路は除く）</u>																								
2	スケジュール	5	4. 事業の構成及び概要 （4）本事業のスケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年3月</td> <td>落札者の決定</td> </tr> <tr> <td>令和8年7月</td> <td>事業契約の締結</td> </tr> <tr> <td>令和8年7月～</td> <td>設計施工</td> </tr> <tr> <td>令和13年度</td> <td>新市場の開業</td> </tr> <tr> <td>令和15年度</td> <td>市場エリア完成</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	令和8年3月	落札者の決定	令和8年7月	事業契約の締結	令和8年7月～	設計施工	令和13年度	新市場の開業	令和15年度	市場エリア完成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年10月</td> <td>落札者の決定</td> </tr> <tr> <td>令和8年12月</td> <td>事業契約の締結</td> </tr> <tr> <td>令和8年12月～</td> <td>設計施工</td> </tr> <tr> <td>令和13年度</td> <td>新市場の開業</td> </tr> <tr> <td>令和15年度</td> <td>市場エリア完成</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	令和8年10月	落札者の決定	令和8年12月	事業契約の締結	令和8年12月～	設計施工	令和13年度	新市場の開業	令和15年度	市場エリア完成
時期	内容																												
令和8年3月	落札者の決定																												
令和8年7月	事業契約の締結																												
令和8年7月～	設計施工																												
令和13年度	新市場の開業																												
令和15年度	市場エリア完成																												
時期	内容																												
令和8年10月	落札者の決定																												
令和8年12月	事業契約の締結																												
令和8年12月～	設計施工																												
令和13年度	新市場の開業																												
令和15年度	市場エリア完成																												

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）																							
3	埋蔵文化財調査事前準備工事	15	1. 事業用地の概要 (3) 本事業用地特有の条件 イ. 埋蔵文化財発掘調査	<p>(ア) 本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、トレンチ調査及び本調査の手続きが必要となる。受注者は、県が本事業用地にて実施するトレンチ調査及び本調査（別途事業）に伴い必要となる、埋蔵文化財事前準備工事を実施すること。トレンチ調査及び本調査の所掌区分は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>発注区分（費用負担区分）及び工事区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 仮囲い等</td> <td>受注者</td> </tr> <tr> <td>2. 表層アスファルト、砕石、改良材の撤去</td> <td>受注者</td> </tr> <tr> <td>3. 掘削</td> <td>県（別途事業）</td> </tr> <tr> <td>4. 調査</td> <td>県（別途事業）</td> </tr> <tr> <td>5. 埋戻し（不要となる場合あり）</td> <td>受注者</td> </tr> <tr> <td>6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）</td> <td>受注者</td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	発注区分（費用負担区分）及び工事区分	1. 仮囲い等	受注者	2. 表層アスファルト、砕石、改良材の撤去	受注者	3. 掘削	県（別途事業）	4. 調査	県（別途事業）	5. 埋戻し（不要となる場合あり）	受注者	6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者	<p>(ア) 本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、トレンチ調査及び本調査の手続きが必要となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>発注区分（費用負担区分）及び工事区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">(表削除)</td> </tr> <tr> <td>2.</td> </tr> <tr> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>4.</td> </tr> <tr> <td>5.</td> </tr> <tr> <td>6.</td> </tr> </tbody> </table> <p>(不要となる場合あり)</p>	工事内容	発注区分（費用負担区分）及び工事区分	1.	(表削除)	2.	3.	4.	5.	6.
工事内容	発注区分（費用負担区分）及び工事区分																											
1. 仮囲い等	受注者																											
2. 表層アスファルト、砕石、改良材の撤去	受注者																											
3. 掘削	県（別途事業）																											
4. 調査	県（別途事業）																											
5. 埋戻し（不要となる場合あり）	受注者																											
6. 表層アスファルト、砕石、改良材等の復旧（不要となる場合あり）	受注者																											
工事内容	発注区分（費用負担区分）及び工事区分																											
1.	(表削除)																											
2.																												
3.																												
4.																												
5.																												
6.																												
4	埋蔵文化財調査事前準備工事	15	1. 事業用地の概要 (3) 本事業用地特有の条件 イ. 埋蔵文化財発掘調査	<p>(イ) 現市場敷地のトレンチ調査は、再整備後（賑わいエリアを含む）の建物の棟ごとに建築面積の10%程度必要となる想定をしている。本事業の基本設計時において、本事業の計画を加味したうえで県文化財課との協議を経て、規模、箇所及び範囲を決定する。協議結果による県からの指示に基づき、現市場敷地のトレンチ調査に必要な埋蔵文化財事前準備工事を実施すること。トレンチ調査は令和8年度中を想定しており、現市場敷地の遺構分布範囲を把握することを目的としている。</p>	<p>(イ) トレンチ調査は令和8年度に実施予定であり、現市場敷地の遺構分布範囲を把握することを目的としている。</p>																							

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
5	埋蔵文化財調査事前準備工事	16	1. 事業用地の概要 (3) 本事業用地特有の条件 イ. 埋蔵文化財発掘調査	<p>(ウ) 現市場敷地の本調査の詳細については、トレンチ調査の結果を受けて決定する。</p> <p>(エ) <u>トレンチ調査期間については3ヶ月程度、本調査期間については6ヶ月～1年程度が想定される。</u></p> <p>(オ) 北側用地において令和6年度に実施しているトレンチ調査結果は、「別添資料5 北側用地文化財トレンチ調査結果」とおりである。なお、遺構範囲において、仮設建築物等の建設による遺構の破壊等影響がある場合は、その部分の本調査が必要となる。</p> <p><u>(カ) 現市場敷地のトレンチ調査における埋蔵文化財事前準備工事（撤去復旧）の範囲として、3600㎡を工事費に見込むこと。併せて、本事業用地の本調査における埋蔵文化財事前準備工事（撤去復旧）の範囲として、10800㎡を工事費に見込むこと。なお、脈わいエリア整備事業の本調査に伴う埋蔵文化財事前準備工事については、計画の進捗状況や既存施設の解体時の立会い等を含め、合理的に実施できるよう県と協議すること。</u></p> <p><u>(キ) トレンチ調査及び本調査の仮囲い等の範囲は、掘削土の仮置場、資材置場等を含めた範囲とすること。</u></p> <p>(ク) 現市場敷地のトレンチ調査の結果、本調査が必要となったことにより本事業に支障（計画の変更、スケジュールの遅延・中止等）が生じる場合、その支障によるリスクについては県が負うものとするが、可能な限り、工程遅延を低減する提案を行うこと。なお、北側用地のトレンチ調査結果のとおり、現市場敷地においても遺構が分布している可能性が高いことを考慮の上、工程等を作成すること。</p>	<p>(ウ) 現市場敷地の本調査の詳細については、トレンチ調査（<u>別途事業</u>）の結果を受けて決定する。</p> <p>(エ) 本調査期間については6ヶ月～1年程度が想定される。</p> <p>(オ) 北側用地において令和6年度に実施したトレンチ調査結果は、「別添資料5 北側用地文化財トレンチ調査結果」とおりである。なお、遺構範囲において、仮設建築物等の建設による遺構の破壊等影響がある場合は、その部分の本調査が必要となる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(カ) 現市場敷地のトレンチ調査の結果、本調査が必要となったことにより本事業に支障（計画の変更、スケジュールの遅延・中止等）が生じる場合、その支障によるリスクについては県が負うものとするが、可能な限り、工程遅延を低減する提案を行うこと。なお、北側用地のトレンチ調査結果のとおり、現市場敷地においても遺構が分布している可能性が高いことを考慮の上、工程等を作成すること。</p>

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
6	土壌汚染調査	16	1. 事業用地の概要 (3) 事業用地特有の条件	ウ. 土壌汚染 現市場敷地には、水質汚濁防止法第2条第2項に規定される「有害物質使用特定施設」が立地していることから、土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づき、令和2年度に土地利用履歴調査を実施している。その結果、場内の食品衛生検査所において、使用履歴は確認されていないが、保管実績がある薬品により、土壌汚染の可能性があると判断された。土壌汚染の可能性があると判断された特定有害物質は、「シアン化合物」、「水銀及びその化合物」及び「セレン及びその化合物」の3物質であった。 令和3年度に調査した結果、 <u>「別添資料6 土壌汚染調査結果の概要」のとおり、土壌汚染は確認されなかった。</u>	ウ. 土壌汚染 現市場敷地には、水質汚濁防止法第2条第2項に規定される「有害物質使用特定施設」が立地していることから、土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づき、令和2年度に土地利用履歴調査を実施している。その結果、場内の食品衛生検査所において、使用履歴は確認されていないが、保管実績がある薬品により、土壌汚染の可能性があると判断された。土壌汚染の可能性があると判断された特定有害物質は、「シアン化合物」、「水銀及びその化合物」及び「セレン及びその化合物」の3物質であった。 令和3年度に調査した結果、 <u>土壌汚染は確認されなかったため、土壌汚染拡散防止対策などの汚染対策の検討は行っていない。参考に調査概要と調査結果を「別添資料6 土壌汚染調査結果の概要」に示す。</u> <u>なお、土壌汚染調査が必要となった場合は、県と協議すること。</u>
7	地中障害物撤去	16	1. 事業用地の概要 (3) 本事業用地特有の条件	エ. 地中障害物等 本事業用地における建築工事等の施工にあたり、既存図面等で想定できない地中障害物が存在し、本事業実施の支障となることが明らかとなった場合、県と協議の上、必要最小限の当該地中障害物の掘削・除去処分を行うこと。 <u>なお、想定できない地中障害物の撤去処分費として、コンクリート撤去1550㎡を見込むこと。</u>	エ. 地中障害物等 本事業用地における建築工事等の施工にあたり、既存図面等で想定できない地中障害物が存在し、本事業実施の支障となることが明らかとなった場合、県と協議の上、必要最小限の当該地中障害物の掘削・除去処分を行うこと。
8	工事中の駐車可能台数	17	1. 事業用地の概要 (3) 本事業用地特有の条件	キ. 工事中のローリング計画及び工事条件 本事業は市場を運営しながらの工事となるため、市場運営にかかる安全性・衛生管理に十分配慮した計画とし、以下の条件を遵守すること。なお、ローリング計画については、市場関係者との合意形成が必要となることを前提に提案すること。県と市場関係者との合意したローリング計画は「別添資料8 ローリング計画図・工事中の動線計画図」のとおりである。 (ア) 既存卸売場棟営業中は、2階駐車場を利用できるよう計画すること。また、本事業用地においては、市場事業者及びその関係者（以下「市場関係者」という。）用の駐車場を <u>1200台以上</u> 確保すること。なお、北側用地の一部を令和9年7月頃から仮設駐車場として利用可能予定であるが、可能な限り市場敷地において確保すること。	キ. 工事中のローリング計画及び工事条件 本事業は市場を運営しながらの工事となるため、市場運営にかかる安全性・衛生管理に十分配慮した計画とし、以下の条件を遵守すること。なお、ローリング計画については、市場関係者との合意形成が必要となることを前提に提案すること。県と市場関係者との合意したローリング計画は「別添資料8 ローリング計画図・工事中の動線計画図」のとおりである。 (ア) 既存卸売場棟営業中は、2階駐車場を利用できるよう計画すること。また、本事業用地においては、市場事業者及びその関係者（以下「市場関係者」という。）用の駐車場を <u>1000台程度</u> 確保すること。なお、北側用地は令和10年2月頃から仮設駐車場として利用可能予定であるが、可能な限り市場敷地において確保すること。

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
9	水産物部 冷蔵庫敷 地の確保 時期	19	2. 別途事業における 要件 (2) 水産物部冷蔵庫 整備	イ. 本事業の業務範囲 (ア) 整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。） a.新市場の水産物部卸売場及び仲卸売場に近接した場所に、整備可能用地として約4600㎡（建築面積約3300㎡の整形な建物を建設可能とすること。）を確保し、整地程度の仕上げとすること。なお、本事業の基本設計完了後から当該施設の協議・設計を開始するものとし、用地確保及び接道条件を満たした後、施工期間約14ヶ月を想定している。また、建築基準法上の敷地設定については、建築規模にあわせて建ぺい率及び容積率を考慮の上、別途敷地設定することを想定している。 b.当該用地は可能な限り早期に確保するとともに県に引き渡す必要があり、それらに伴う仮設建築物等の築造、既存卸売場棟の一部解体等を含めて提案すること。なお、市場関係者との協議に基づく計画を「別添資料10 水産物部冷蔵庫早期着工における解体範囲等」に示す。	イ. 本事業の業務範囲 (ア) 整備用地の確保及び整地（既存施設等の解体を含む。） a.新市場の水産物部卸売場及び仲卸売場に近接した場所に、整備可能用地として約4600㎡（建築面積約3300㎡の整形な建物を建設可能とすること。）を確保し、整地程度の仕上げとすること。なお、本事業の基本設計完了後から当該施設の協議・設計を開始するものとし、用地確保及び接道条件を満たした後、施工期間約14ヶ月を想定している。また、建築基準法上の敷地設定については、建築規模にあわせて建ぺい率及び容積率を考慮の上、別途敷地設定することを想定している。 b.市場関係者との協議に基づく計画を「別添資料10 水産物部冷蔵庫早期着工における解体範囲等」に示す。ただし、当該用地の確保に当たっては、既存施設の運用に支障が生じないことを前提とした計画を提案することとするが、必要に応じて仮設建築物の築造及び既存施設の一部解体等を含めることができる。
10	埋蔵文化 財調査事 前準備工 事	19	2. 別途事業における 要件 (2) 水産物部冷蔵庫 整備	イ. 本事業の業務範囲 (エ) 埋蔵文化財発掘調査 <u>トレンチ調査及び本調査の埋蔵文化財事前準備工事は、本事業の業務範囲とする。</u>	イ. 本事業の業務範囲 (削除)
11	北側用地 の一部供 用開始な し	19	2. 別途事業における 要件 (3) 北側用地暫定整 備工事	なお、北側用地の供用開始時期及び面積の目安は以下のとおり。 (ア) 令和 9年7月頃 一部供用1.5ha (イ) 令和10年3月頃 全面供用3.5ha	なお、北側用地は、令和10年2月頃に全面約3.5haの供用開始を予定している。
12	埋蔵文化 財調査事 前準備工 事	20	2. 別途事業における 要件 (4) 埋蔵文化財発掘 調査	ア. 別途事業の内容 埋蔵文化財発掘調査（トレンチ調査及び本調査）。 イ. 本事業の業務範囲 「第2章1（3）イ. 埋蔵文化財発掘調査」に示すとおり、埋蔵文化財発掘調査に伴う事前準備工事を実施すること。なお、埋蔵文化財発掘調査は、本事業整備施設の設計内容等に基づいて、県文化財課との協議を経て、実施の有無、範囲及び時期等が決定される。	ア. 別途事業の内容 埋蔵文化財発掘調査（トレンチ調査及び本調査）、埋蔵文化財調査事前準備工事。 イ. 本事業の業務範囲 なし。なお、埋蔵文化財発掘調査（本調査）は、令和8年度に実施予定のトレンチ調査結果及び本事業整備施設の設計内容等に基づいて、県文化財課との協議を経て、実施の有無、範囲及び時期等が決定される。

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
13	賑わいエリアの引き渡し時期	20	2. 別途事業における要件 (5) 賑わいエリア整備事業	イ. 本事業の業務範囲 (ウ) 令和14年末日迄に県へ引き渡すこと。	イ. 本事業の業務範囲 (ウ) 令和15年5月末日迄に県へ引き渡すこと。
14	埋蔵文化財調査事前準備工事	20	2. 別途事業における要件 (5) 賑わいエリア整備事業	イ. 本事業の業務範囲 (オ) 賑わいエリアにおける埋蔵文化財発掘調査（トレンチ調査）は令和8年度中を想定しているため、これに伴う埋蔵文化財事前準備工事を実施すること。また、本調査に伴う埋蔵文化財事前準備工事は、計画の進捗状況や既存施設の解体時の立会い等を含め、合理的に実施できるよう県と協議すること。	イ. 本事業の業務範囲 (オ) 埋蔵文化財発掘調査（本調査）に伴う埋蔵文化財調査事前準備工事（別途事業）が合理的に実施できるよう、計画の進捗状況や既存施設の解体時の立会い等を含め、県と協議すること。なお、賑わいエリアにおける埋蔵文化財発掘調査（トレンチ調査）は、令和8年度の実施を予定している。
15	工事期間中の交通誘導員	35	3. 個別業務に関する要求水準 (1) 共通事項	エ. その他共通業務及び共通事項 (ク) 食品衛生面への配慮 b. 受注者は、工事中における安全確保等のために通常必要な措置（養生、交通誘導員等）を行うこと。また、これ以外に市場特有の理由（食品衛生、現地建替、市場運営継続）により必要となる交通誘導員の適切な配置の提案を行うこと。（市場特有の理由による交通誘導員の県の想定は10950人・日）	エ. その他共通業務及び共通事項 (ク) 食品衛生面への配慮 b. 受注者は、工事中における安全確保等のために通常必要な措置（養生、交通誘導員等）を行うこと。また、これ以外に市場特有の理由（食品衛生、現地建替、市場運営継続）により必要となる交通誘導員の適切な配置の提案を行うこと。
16	既存施設の利用及び工事用電力・給排水等	35	3. 個別業務に関する要求水準 (1) 共通事項	エ. その他の共通業務及び共通事項 (ケ) 既存施設利用、工事用電力等 a. 既存施設の利用、工事用電力及び給排水については、設計業務時に県と協議をすること	エ. その他の共通業務及び共通事項 (ケ) 既存施設の利用及び工事用電力・水道等 a. 工事用電力及び通信回線 工事用電力及び通信回線については、原則として施工業者が個別に契約し、外部から引き込むものとする。ただし、これにより難しい場合は、県と協議の上、奈良県中央卸売市場条例に基づき、既存電気設備を有償（施工業者負担）で使用することができる。既存電気設備を使用する場合は、施工業者の負担により仮設メーター等を設置し、使用量を計測すること。また、接続位置、使用方法及び使用時間等については、工事着手迄に県と協議の上決定すること。なお、停電を伴う作業を行う場合は、県と協議の上、市場運営に支障のない日時に実施すること。

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
17	既存施設の利用及び工事中電力・給排水等	35	3. 個別業務に関する要求水準 (1) 共通事項	b. 工事中の電力、通信回線は原則として、施工業者が個別に業者と契約し、外部より引き込むこと。ただし、これによりがたい場合は県と協議すること。	b. 工事用水道（上下水） 工事用水道（上下水）については、原則として施工業者が個別に契約し、外部から引き込むものとする。ただし、これにより難しい場合は、県と協議の上、奈良県中央卸売市場条例に基づき、既存設備を有償（施工業者負担）で使用することができる。既存設備を使用する場合は、施工業者の負担により仮設メーター等を設置し、使用量を計測すること。また、接続位置、使用方法、使用量及び使用時間等については、工事着手迄に県と協議の上決定すること。なお、断水を伴う作業を行う場合は、県と協議の上、市場運営に支障のない日時に実施すること。
18	既存施設の利用及び工事中電力・給排水等	35	3. 個別業務に関する要求水準 (1) 共通事項	c. 工事中給排水は原則として、受注者が水道事業者等と個別に契約し、外部より引き込むこと。ただし、これによりがたい場合は県と協議すること。なお、給水については、現市場敷地において公営水道が供給されていないため、県と協議すること。	c. 既存建築物等の使用 施工業者は、仮設駐車場及び仮設工事ヤードとして北側用地が使用可能となるまで、現場事務所として既存建築物（管理棟1階の一部（2区画計約160㎡を想定））を、また駐車場及び工事ヤードとして市場敷地内の一部（約3000㎡を想定）を、無償で使用することができる。既存建築物等の使用に当たっては、使用範囲、使用方法及び使用時間等について工事着手迄に県と協議の上決定すること。また、既存建築物等の改修及びこれに伴う原状復旧が必要となる場合、その費用は施工業者の負担とする。 d. その他 上記のa～c以外に工事に必要となるものについては、原則として施工業者が個別に契約し、外部から引き込むものとする。なお、これらに伴い市場運営に支障を及ぼす可能性がある場合、県と協議すること。
19	設計業務に関する要求水準	37	(2) 設計業務に関する要求水準 ア. 設計業務に関する基本事項	(イ) 設計業務の期間は、供用開始時期に間に合うように受注者が計画すること。なお、当該業務は、施工の順序等にあわせて全体基本設計、各棟の基本・実施設計等に分けて設計業務を進めても差し支えないが、概算事業費算出時期等には注意すること。また、新施設の一部（市場棟機能、関連商品売場機能、管理事務所機能等）については令和8年に実施設計に着手するものとし、令和9年3月末に途中成果品を県に提出すること。詳細については、県と協議し、決定すること。	(イ) 設計業務の期間は、供用開始時期に間に合うように受注者が計画すること。なお、当該業務は、施工の順序等にあわせて全体基本設計、各棟の基本・実施設計等に分けて設計業務を進めても差し支えないが、概算事業費算出時期等には注意すること。また、新施設の一部（市場棟機能、関連商品売場機能、管理事務所機能等）については令和9年に実施設計に着手するものとし、令和9年8月末に途中成果品を県に提出すること。詳細については、県と協議し、決定すること。

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
20	杭残土の 場内再利用	41	3. 個別業務に関する 要求水準 (2) 設計業務に関する 要求水準	キ. 設計に係るその他業務 (ウ) リサイクル計画書の作成 設計業務者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行った上で設計に反映させるものとし、その内容をリサイクル計画書として作成の上、県に提出すること。	キ. 設計に係るその他業務 (ウ) リサイクル計画書の作成 設計業務者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行った上で設計に反映させるものとし、その内容をリサイクル計画書として作成の上、県に提出すること。 <u>また、場内再利用にあたっては、関係法令を遵守し、将来の土地利用に支障を及ぼさない計画とした上で、県と協議し、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u>
21	青果水産 開業時期	68	2. 公共施設の基本性能 (2) 施設配置計画	ウ. 青果部と水産物部の同時開業が可能な計画とすること。 エ～コ. (省略)	(削除) ウ～ケ. (省略)
22	既存水路 改修	71	2. 公共施設の基本性能 (10) 土木計画	イ. 既存水路改修工事 現市場敷地の周囲の既存水路については、本市場開業時に築造されたもので、老朽化及び開発許可基準（将来開発許可が必要になった場合に対応するため）に適合していないことから、全面的に改修する方針とする。 <u>なお、概要を「別添資料2-2 水路改修工事概要」に示す。</u> (ア) 実施内容については「第4章7 公共施設の要求水準（外構・その他）」のとおりとする。 (イ) 「第2章2（3）北側用地暫定整備工事」との接続部を当該工事受注者と調整の上、対応すること。	イ. 既存水路改修工事 <u>県が想定する既存水路改修工事の概要を「別添資料2-2 水路改修工事概要」に示す。</u> 現市場敷地の周囲の既存水路については、本市場開業時に築造されたもので、老朽化及び開発許可基準（将来開発許可が必要になった場合に対応するため）に適合していないことから、 <u>原則として全面的に改修する方針とする。</u> <u>ただし、全面的に改修することが本事業に影響を与える場合、または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u> (ア) 実施内容については「第4章7 公共施設の要求水準（外構・その他）」のとおりとする。 (イ) 「第2章2（3）北側用地暫定整備工事」との接続部を当該工事受注者と調整の上、対応すること。
23	杭残土の 場内再利用	74	3. 公共施設の要求水準（建築） (1) 計画概要 発生材の処理	●建設工事等から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。また、工事により発生する廃材等については、可能なものについては、積極的に再使用又は再生利用を図ること。	●建設工事等から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。また、工事により発生する廃材及び残土等について、可能なものについては、積極的に再使用又は再生利用を図ること。 <u>また、場内再利用にあたっては、関係法令を遵守し、将来の土地利用に支障を及ぼさない計画とした上で、県と協議し、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u>

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
24	内部鉄骨塗装仕様	77	3. 公共施設の要求水準（建築） （3）内装の要求水準	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所定の機能、性能を有し、維持管理性に優れ、意匠性に配慮しつつ、華美にならないよう仕上げ等に十分配慮した計画とすること。 ●清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮し、長寿命で耐久性に優れた計画とすること。 	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所定の機能、性能を有し、維持管理性に優れ、意匠性に配慮しつつ、華美にならないよう仕上げ等に十分配慮した計画とすること。 ●清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮し、長寿命で耐久性に優れた計画とすること。 ●新青果棟内部鉄骨見え掛かり部の仕上げについては、人・車両・製品等が接触しない範囲に限り、防錆塗装（グレー系）とすることを可とする。
25	受水タンク	101	6. 公共施設の要求水準（機械、EV） （4）給排水衛生設備	<p>ウ. 給水設備</p> <p>（オ）受水タンクは災害時対応を考慮し、1槽+1槽の2槽独立型を採用すること。</p>	<p>ウ. 給水設備</p> <p>（オ）受水タンクは施設を休止することなく、維持管理が行える構造（2槽式等）として計画すること。</p>
26	駐車場舗装構成	107	7. 公共施設の要求水準（外構・その他） （1）外構 駐車場 交通量	<ul style="list-style-type: none"> ●C交通以上とし、提案による。区分は公益社団法人日本道路協会「アスファルト舗装要綱」による。 ●C交通：1,000以上3,000未満（台/日・1方向、5t輪荷重に換算） 	<ul style="list-style-type: none"> ●C交通以上とし提案による。区分は公益社団法人日本道路協会「アスファルト舗装要綱」による。ただし、大型車が進入しない一般車駐車場に限り、交通量は必ずしもC交通以上は必要とせず、提案による。 ●C交通：1,000以上3,000未満（台/日・1方向、5t輪荷重に換算）
27	雨水の外周水路への排出	108	7. 公共施設の要求水準（外構・その他） （1）外構 雨水排水	<p>市場エリア内の雨水は、原則排水機場を経由して佐保川へ排出する計画とすること。</p>	<p>市場エリア内の雨水は、原則、東側の外周水路から排水機場を経由して佐保川へ排出する計画とすること。</p> <p>ただし、西側及び南側の外周水路へ排出する場合は、合計0.4m³/sec以下の排水量とすること。</p>
28	既存水路改修	108	7. 公共施設の要求水準（外構・その他） （1）外構 既存水路改修	<ul style="list-style-type: none"> ●現市場敷地東側水路は、設計・施工業務を行うこと。 ●西側水路及び南側水路は、「別添資料27 水路改修工事設計図」に基づき施工業務を行うこと。 ●東側水路については、排水機場から国道25号に至る周回道路が別途整備されることを考慮した計画（擁壁の耐荷重設計等）とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現市場敷地東側水路は、設計・施工業務を行うこと。 ●西側水路及び南側水路は、「別添資料27 水路改修工事設計図」に基づき施工業務を行うこと。 ●東側水路については、排水機場から国道25号に至る周回道路が別途整備されることを考慮した計画（擁壁の耐荷重設計等）とすること。 <p>※ただし、全面的に改修することが本事業に影響を与える場合、または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</p>

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
29	共同溝の撤去 既存井戸の撤去	109	8. 公共施設の要求水準（解体） 既存工作物、地下埋設物及び埋設配管	<p>●既存工作物、既存埋設物（共同溝を含む）及び埋設配管（雨水管、雨水樹等を含む）は全て撤去とすること。ただし、全撤去が本事業に影響を与える場合は、<u>県と協議の上、方針を決定すること。</u></p> <p>* 既存工作物とは、既存施設以外の地上又は地中に定着した人工物で、地中の基礎・杭等を全て含むものを指す。</p> <p>●既存井戸（3ヶ所）について、ポンプ引き揚げ及び撤去の<u>うえ</u>、土壌や水脈に影響が無いよう適切に埋戻しを行うこと。</p>	<p>●既存工作物、既存埋設物（共同溝を含む）及び埋設配管（雨水管、雨水樹等を含む）は全て撤去とすること。ただし、全撤去が本事業に影響を与える場合、<u>または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u></p> <p>* 既存工作物とは、既存施設以外の地上又は地中に定着した人工物で、地中の基礎・杭等を全て含むものを指す。</p> <p>●既存井戸（3ヶ所）について、ポンプ引き揚げ及び撤去の<u>上</u>、土壌や水脈に影響が無いよう適切に埋戻しを行うこと。<u>ただし、ポンプ引き揚げ及び撤去等が本事業に影響を与える場合、または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。</u></p>
30	スケジュール	別添資料 8	ローリング計画図・工事中の動線計画図 再整備スケジュール（県想定）について	<p>※県が想定するスケジュール ※「建設工事」期間には市関係事業者が実施する内装改修及び付随を含む ※「インフラ工事」は差支施工</p>	(更新)
31	ローリング計画案	別添資料 8	STEP1	※北側用地は、 <u>令和9年7月時点で約1.5ha</u> が利用可能となる見込み	北側用地は、 <u>令和10年2月時点で約3.5ha</u> が利用可能となる見込み
32	北側用地の一部供用開始なし	別添資料 11	北側用地暫定整備工事概要 3. 事業スケジュール	<p>○工事 契約 令和8年10月 着工 令和8年10月 部分竣工 令和9年7月 <u>（仮設建築物、工事ヤード用地 等）</u> 竣工 令和10年3月</p>	<p>○工事 契約 令和8年10月 着工 令和8年10月 (削除) 竣工 令和10年1月</p>

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
33	北側用地の一部供用開始なし	別添資料11	図面		(更新)
34	埋蔵文化財調査事前準備工事	別添資料12	No.43 文化財保護法及び関係 通知 埋蔵文化財調査	<p>【市場エリア整備における県の考え方】</p> <p>本事業に伴い埋蔵文化財調査が必要なため、<u>本事業及び別途事業に分担して実施</u>予定。調査範囲等は基本設計等の建物配置等に基づくものであり、概ね建物配置等が決まり次第、<u>トレンチ調査及び本調査の範囲</u>を確定するものとする。</p> <p>【協議内容・検討要件・手続き等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、埋蔵文化財調査が必要。 ・施設を建設（建築物及び工作物等）する箇所でトレンチ調査を実施し、その結果、遺構に影響が出る工事内容と判明した場合は、県文化財課と協議のうえ、本調査及びその範囲が決定される。 ・恒久的な道路を築造する場合も、原則トレンチ調査が必要。トレンチ調査の結果、遺構に影響が出る工事は本調査が必要。既存道路等がある場合は、拡幅範囲が調査の対象となる。 	<p>【市場エリア整備における県の考え方】</p> <p>本事業に伴い埋蔵文化財調査が必要なため、<u>別途事業にて実施</u>予定。本調査範囲は基本設計等の建物配置等に基づくものであり、概ね建物配置等が決まり次第、範囲を確定するものとする。</p> <p>【協議内容・検討要件・手続き等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業用地は埋蔵文化財包蔵地外であるが、建設工事等を行うにあたり、埋蔵文化財調査が必要。 ・トレンチ調査を実施し、その結果、遺構に影響が出る工事内容と判明した場合は、県文化財課と協議のうえ、本調査及びその範囲が決定される。 ・恒久的な道路を築造する場合も、原則トレンチ調査が必要。トレンチ調査の結果、遺構に影響が出る工事は本調査が必要。既存道路等がある場合は、拡幅範囲が調査の対象となる。

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
35	埋蔵文化財調査事前準備工事	別添資料12	No.44 文化財保護法及び関係通知 必要となる調査 【北側用地】	<p>【市場エリア整備における県の考え方】</p> <p>北側暫定整備工事に伴う本調査は、別途工事にて実施する。<u>本事業においては、可能な限り不要な計画が望まれる。</u></p> <p>【協議内容・検討要件・手続き等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 トレンチ調査実施済み。 ・旧河岸部分に遺構あり。<u>遺構に影響が出る工事（建築物及び工作物等を建設する）がある場合、本調査が必要。遺構に影響がない範囲の工事であれば、本調査は不要。</u> ・建築物の建設等（仮設建築物等も含む）で北側暫定整備前のGLより、掘削等する場合は影響するものとする。 ・既存水路等の撤去新設の場合等は、協議による。 ・北側暫定整備工事に伴う本調査は、別途工事にて実施。 	<p>【市場エリア整備における県の考え方】</p> <p>北側用地暫定整備工事に伴う本調査は、別途工事にて実施するが、<u>事業全体のスケジュールを鑑み、本調査が不要となるような計画とすることが望ましい。</u></p> <p>【協議内容・検討要件・手続き等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 トレンチ調査実施済み。 ・令和8年度 本調査実施予定。 ・旧河岸部分に遺構あり。 ・北側用地暫定整備工事に伴う本調査は、別途工事にて実施。
36	埋蔵文化財調査事前準備工事	別添資料12	No.45 文化財保護法及び関係通知 必要となる調査 【現市場敷地】	<p>【市場エリア整備における県の考え方】</p> <p><u>基本設計等で建物配置等が概ね確定次第早期にトレンチ調査を実施する。トレンチ調査結果に基づき本調査の範囲、時期等を確定し、スケジュール等への影響等も含めて、協議をする。</u></p> <p>【協議内容・検討要件・手続き等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレンチ調査未実施。 ・市場棟や管理関連棟等の建設場所が決まった段階で、トレンチ調査が必要。 ・トレンチ調査で要する現地調査期間は約3ヶ月を想定。 ・トレンチ調査の結果によっては、本調査が必要。本調査は、ローリング計画に合わせて半年～1年の現地調査期間を想定。 ・本調査はトレンチ調査の結果に基づき対象範囲を決定する。対象範囲によっては、現地調査期間が複数年度に渡る可能性がある。 ・トレンチ調査と本調査は年度を分けて実施。 	<p>【市場エリア整備における県の考え方】</p> <p>令和8年度にトレンチ調査を実施予定。<u>基本設計等で建物配置等が概ね確定次第、トレンチ調査結果に基づき本調査の範囲、時期等を確定し、スケジュール等への影響等も含めて、協議をする。</u></p> <p>【協議内容・検討要件・手続き等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度トレンチ調査実施予定。 ・トレンチ調査の結果によっては、本調査が必要。本調査は、ローリング計画に合わせて半年～1年の現地調査期間を想定。 ・本調査はトレンチ調査の結果に基づき対象範囲を決定する。対象範囲によっては、現地調査期間が複数年度に渡る可能性がある。
37	土壌汚染	別添資料12	No.52 土壌汚染対策法 食品衛生検査所	<p>【市場エリア整備における県の考え方】</p> <p>土壌汚染は確認されなかったため、対策は不要</p>	<p>【市場エリア整備における県の考え方】</p> <p>土壌汚染は確認されなかったため、対策は不要。<u>なお、土壌汚染調査が必要となった場合は、県と協議することとする。</u></p>

No.	項目	頁	項目名	変更前（令和7年7月1日公表（その後の修正を含む。））	変更案（令和8年5月29日時点）
38	発電機室の温湿度管理	別添資料17	工事施工区分表	発電機室 空調用動力設備2次側 ○ 空調機 ○	発電機室 空調用動力設備2次側 ○※3 空調機 ○※3 ※3 設備機器等の使用により発生する熱の影響が、周辺に拡散しないような換気設備を設けるなど、非常用発電機の性能発揮に支障がない計画である場合は、空調機を設けない計画も可とする。
39	階数条件	別添18-1	諸室の要求水準	共通事項	共通事項 ・階欄には、県が想定する階数を目安として示す。（要求水準書の諸室配置や動線等の条件を満たした上で適切に計画すること。）
40	既存水路改修	別添資料22	水路改修工事概要	1. 概要 現状市場敷地の水路改修工事（撤去新設） 2. 事業範囲 ○本事業の対象業務及び対象範囲（名称は右図のとおり） ・西側及び南側水路の水路改修工事における施行業務（「別添資料27 水路改修工事設計図」に基づく施行業務） ・東側水路（用水路を含む）の水路改修工事における設計及び施工業務 ・上記施行業務に伴う工事監理業務	1. 概要 現状市場敷地の水路改修工事 2. 事業範囲 ○本事業の対象業務及び対象範囲（名称は右図のとおり） ・西側及び南側水路の水路改修工事における施行業務（「別添資料27 水路改修工事設計図」に基づく施行業務） ・東側水路（用水路を含む）の水路改修工事における設計及び施工業務 ・上記施行業務に伴う工事監理業務 ※ただし、全面的に改修することが本事業に影響を与える場合、または再利用の有用性等がある場合は、県と協議の上、県の承認を得て、別途対応方針を定めることができる。